

奈良市、東大阪市、尼崎市

視察報告

(2019年11月18~19日)



奈良市の中学校給食



東大阪市の中小企業振興条例



尼崎市の公共調達基本条例



党尼崎市議団との懇談

日本共産党 横浜市議団

【目次・視察行程】

11月18日(月)

①奈良市 中学校給食の視察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

12:00~12:45

奈良市立郡南中学校にて給食試食・担当栄養士からヒアリング

13:00~13:45

教育総合センターにて、奈良市教育委員会からヒアリング

参加議員からの視察報告

②東大阪市 中小企業振興条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

15:30~17:00

東大阪市役所にて 担当者からヒアリング

参加議員からの視察報告

11月19日(火)

③尼崎市公共調達基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

10:00~12:00

尼崎市役所にて 担当者からヒアリング

④日本共産党尼崎市議団との懇談

12:00~13:00

参加議員からの視察報告

資料1「奈良市中学校給食関連」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

資料2「東大阪市中小企業振興条例関連」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

資料3「尼崎市公共調達基本条例関連」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

参加者

あらかし由美子市議(南区 党市議団団長)、古谷やすひこ市議(鶴見区 党市議団副団長)、白井まさ子市議(港北区 党市議団副団長)、大貫憲夫市議(青葉区)、岩崎ひろし市議(戸塚区)、かわじ民夫市議(旭区)、みわ智恵美市議(港南区)、北谷まり議員(保土ヶ谷区)、宇佐美さやか議員(神奈川区)

政務活動員 足立信昭、柏木耕史、石母田大

日本共産党市議団の関西方面視察における都市別調査テーマと項目は以下の通りです

18日

1) 奈良市 中学校給食について

- ・中学校給食実施の背景と経過
- ・中学校給食実施の考え方と理念
- ・中学校給食の実施計画
全体計画とその進捗状況、生徒・保護者・教職員の意見集約
- ・中学校給食の実施状況
職員体制 献立 食材供給 アレルギー対応 保護者負担額
- ・導入に要した総事業費（市費、国費）と一校当たりの平均事業費
- ・給食における食育の推進
- ・中学校給食実施に対しての議会の態度について

2) 東大阪市 中小企業振興対策について

- ・中小企業振興条例（2013年4月施行）制定の経過と制定後の取り組み
- ・条例制定のメリットは
- ・振興会議について
- ・小規模企業振興基本法にかかわる施策展開は
- ・市内経済・企業の景況について
- ・中小企業施策の概要と重点施策

19日

3) 尼崎市 公契約条例について

- ・制定までの経緯、事業者の理解をどうやってとったか
- ・条例の理念・目的、何を規定しているのか
- ・賃金条項を入れなかった理由、背景
- ・実効性を担保するための措置について
- ・条例制定の効果について
- ・条例の運用状況（職員体制含めて）

①奈良市中学校給食

11月18日

12:00~12:45

奈良市立都南中学校にて給食試食・栄養教諭よりヒアリング

13:00~13:45

教育総合センターにて、奈良市教育委員会からヒアリング

奈良市の概要

2002年に中核市に移行し、2005年4月1日には月ヶ瀬村、都村と合併。2019年4月1日現在、人口は約35.6万人、約16.2万世帯となっている。市立中学校は21校。2019年4月時点の全生徒数は7285人。

ヒアリング内容

「選択制弁当方式」から「自校調理方式」へ

奈良市は、2013年から17年まで5年かけて、デリバリー弁当給食の11校と給食未実施の5校のすべてで、各学校ごとに調理する自校調理方式の給食を実施。残る5校は以前からセンター方式2校、親子方式2校、自校調理方式1校です。デリバリー弁当給食は、注文しづらいといった生徒の心情等から利用者が少なく、未実施校もあった。

高まる「食育」への関心

きっかけは、近年高まりつつある「食育」への関心。学校給食が食育推進の生きた材料であり、食育推進の重要な役割を果たすことを鑑み、奈良市の全ての市立小



挨拶される都南中学校校長（左）



説明する栄養教諭



試食する党市議団



奈良市教育委員会からヒアリング

学校における早急な完全給食導入に向けて具体的な方策を、PTA連合会会長や中学校校長が参加する奈良市立中学校給食導入検討委員会を立ち上げ、検討を進めた。

コスト面はどうするか

検討時に一番の議論になったのは、コストの問題。検討委員会では、自校方式（直営、調理委託）、親子方式、センター方式（直営、調理・配送委託）、デリバリー方式の各給食の実施方式別に、初期費用と30年間の人件費などの維持経費を比較した。その結果、人件費などを考慮すると自校調理方式の方が費用がかからないことが試算された。また、県内市内で生産された食品を使う地産地消の観点、作り手の顔が見えることによる食育増進の観点から、自校方式に決まった。市議会でも大きな反対意見は出なかったとのこと。

自校方式の理解を深める取り組み

奈良市教育委員会では、保護者に向けて、食育、地産地消の観点などを紹介する説明会を開催し、自校方式の給食への理解を深める取り組みを試食会を開いたり、入学説明会などの機会をとらえて行っている。

小学校入学から中学校卒業までの9年間で、子どもたちにどんな力をつけてもらいたいか。この観点で給食を実施していることを強調している。給食がなぜできたのか、発祥の地はどこか、現代の給食

の意義と状況などをスライドにまとめ、視覚的に説明をしている。

月一回、食育の日、古都ならの日を定め、地元食材や郷土料理を提供している。

子どもたちにつけたい力としては、①食べ物を選ぶ力、②食べものの味がわかる力、③料理ができる力、④食べものの命を感じる力、⑤元気なからだがわかる力、の5点とのこと。

試食内容

試食した給食の献立は、試食日が古都ならの日だったため、伝統料理を取り入れ、鯖の味噌煮、権座（ごんざ 煮物）、うるめイワシの出汁を使ったかき玉汁、味付け海苔。鯖の味噌煮は五徳味噌を使用している。魚をあまり食べない生徒からも、鯖の味噌煮は好評とのこと。

献立を立てる際に意識していることは、生徒の食べたい献立でなく、家庭であまり作らない献立を食べさせて欲しいという保護者の要望。



試食した都南中学校の給食

奈良市の自校方式での中学校給食を視察して

白井正子



日本共産党市議団は、横浜で自校方式での中学校給食実施を求めています。教育委員会は、「ハマ弁は他都市のデリバリー型給食とそん色ない」「ハマ弁の今後の方針を、今年度をめどに決定する」としており、このような動きがある中で、2017年までに5年かけて、給食未実施だった5校と、デリバリー弁当給食だった11校で自校調理方式の中学校給食をスタートさせた奈良市を視察し、どんな給食内容なのか、どのような判断があつて、どのようにして導入したのか、伺ってきました。

まず、お昼直前に都南中学校を訪問。3~4人の生徒さんと先生に入り口であいさつを交わして、栄養教諭の先生から説明を受けながら給食をいただきました。市内同一献立、給食物資は奈良市一括購入、自校炊飯、「大和まな」など伝統野菜も含む奈良県産食材使用。この日の献立は、ねらいが「古都ならの日」「和食の日」とし、奈良市産米のご飯・五徳みそでサバのみそ煮・奈良県郷土料理の煮物「権座」・かきたま汁・味付け海苔・牛乳。「奈良の茶飯を味わう」や「利休汁を味わう」ねらいの日もあります。

「食生活が一番大事」と強調されました。授業に参加していない生徒さんたちもこの給食を食べるのだなと思いき安心し、なおさら、おいしくいただきました。

2011年に中学校給食導入検討委員会が開かれ、その報告書をもとにお話を伺いました。2006年からデリバリー給食が実施されていましたが注文率は悪かったそうです。

「デリバリー給食は、家庭で弁当を用意できなかった生徒に栄養のバランスが取れたものを提供できるなど一定の成果を上げることができた。しかし、クラスの大半が家庭からの弁当を食べている状況では、注文しづらいといった生徒の心情から利用者は少なく、未実施の学校も数校あった」そうです。「大阪府が中学校給食導入推進に活発な動きを始めている状況で奈良市としてもその対応を強く望まれている」とさまざま議論し、自校方式が望ましいと結論を出しています。「中学校給食の実現に向け検討しています。アンケートへ協力を」として生徒・保護者・教員の声を聴いています。センター方式など方式別に30年間の経費試算を比較し、「コスト的な検証という観点から判断すると、自校方式が優位であると思われる」と。

19校それぞれの現状で設置可能、一部問題を解決すれば設置可能、解決すべき問題が多いが設置可能などを検討して、実現したそうです。

「あったかい給食、コスト的にいい、顔が見える関係、自校方式はこれがいいです」とのことでした。

この間、親子方式の西東京市も視察させていただきました。一日二回の調理は調理員に負担がかかり、改築の際には自校調理に切り替える方向としているそうです。

横浜でも、自校方式での実施を求めるにあたって、大変参考になり、改めて実現にむけて決意をかためた視察でした。

奈良市の中学校給食を視察して

北谷まり

2019年11月18日、自校調理方式での中学校給食を5年間で実現した奈良市を視察しました。市立都南中学校で試食した日は、「古都ならの日」の献立で、奈良市で取れた米をおいしく食べる日として、毎月1回、白いご飯と奈良の地場産物や郷土料理を取り入れたものでした。メニューは、秋祭りに氏神様と共にいただくという意味、または、ごった煮がなまって「ごんざ」になったともいわれている「権座」という奈良県の郷土料理、五徳みそを使ったさばのみそ煮、かきたま汁、ご飯、牛乳、味付け海苔でした。ボリュームたっぷり、私は牛乳を残してしまいました。



ご飯は自校炊飯、和食のだしは、うるめ節や昆布、干椎茸のもどし汁、カレーやシチューのルーは、小麦粉とバターから作るということからも、手作りのできたて給食のおいしさに勝ものはありません。県産の食材も豊富で、自校方式の給食による食育で食の豊かさが学べる環境があることに、うらやましく思いました。給食は空腹を満たすためだけでなく、教育の一環であることを実践すれば、自校調理方式がベストであることは明白です。資料としていただいた子どもたちへのプリントで、大和煮は伝統野菜が20種類もあること、具体的な野菜を知ることができ、私自身、食の豊かさを学びました。こういう野菜はどのようにして給食に出てくるのか、味を想像する楽しみを感じました。

学校の先生方の給食に対する熱心な思いと、お腹をすかせている子がいなくなったことの安堵感をお話から感じました。

どのようにして、2017年までに5年かけて、給食未実施だった5校と、デリバリー弁当給食だった11校で自校調理方式の中学校給食を実現させたのか。カギは、市民も交えた検討委員会を立ち上げ、一から検討をしたこと。コスト比較では、初期投資では自校式が最も不利だが、30年後まで長い目で見た経費を試算した結果、調理を民間に委託すれば、大規模なセンターを運営するより少ない支出であることを明らかにしたことです。また1校ずつ、調理室が作れるかどうかを検証したこと。実施を決めてからの時間をかけた本気の調査がポイントだと思います。調査では、コスト面の他、食育、地産地消、防災、食の安全など14項目の調査を丁寧に行っています。ところが、横浜市には実施に向けて調査をする意思すらなく、問題です。子どもたちにお金をかけない、安上がりなものでごまかそうとする、このような市の姿勢は、横浜の子どもた

ちに自ずと伝わり、決して横浜の未来のためにはなりません。市民要望に背を向ける市政を正し、中学校給食実現に向けて力を尽くしていきます。

引き続き他都市の事例を研究するなどして、「中学校給食の導入は遅かったが、最高の給食だ」と言われるようなものを、横浜市で実現させるために頑張ります。

奈良市の中学校給食について

宇佐美さやか

11月の目標は「感謝して食べよう」と献立のめあてに書いてあった。これだけ見ても優しい気持ちが伝わる。

2011年10月4日に出された『奈良市立中学校給食導入検討委員会報告書』を先に新幹線で読んで感動。『はじめに』に、なんと書いてあるかというところ「この検討委員会では、現在実施されている市立小学校の完全給食と同様に全ての市立中学校においても、子ども達が健やかに育つ環境づくりを推進するという観点から、安全・安心に配慮し継続的に安定した給食の提供を目指して、奈良市にとって最も相応しい中学校給食のあり方について審議を重ね、報告書としてとりまとめました。」と。この数行だけでも、生徒さんに対する思いがしっかりと伝わってきます。検討委員会が、はじめからどういうかたちであれ「給食実施」を念頭に置いて検討を始めているのが、また素晴らしいし、だれを見て検討しているのかが良くわかる。



そして、この検討委員会の凄いところは『基本的な考え方』の項で「自校方式」、「親子方式」、「センター方式」、「デリバリー方式」、「兄弟方式」という5つのパターンをコストの視点や防災、食育、食の安全等々の視点から比較を徹底的に行い、各学校での様々な方式実施の実現性も実際学校現場にも委員が足を運び調査をしたというのですから、これも、本当に生徒への優しさが伝わる。結論として、センター方式は、大掛かりな機械の整備・更新等を考えると、大きなお金が出ていくこと、機械故障となると、給食実施ができなくなることを考えると、自校調理方式の方が、リスクを減らすことができ、一度に大きな金銭面での負担がかからないということが決め手となり、2017年までに5年かけて、給食未実施だった5校と、デリバリー弁当給食だった11校で自校調理方式の中学校給食を実施した。

奈良市は、小学校と中学校の献立は、統一で決まっています。量と1品増やして中学生には提供されるそうです。お話を聞いている途中で、いい匂いが部屋中に広がり、お腹がぐうとなる。

視察伺った日の献立は、ご飯・牛乳・さばのみそ煮・権座（ごんざ）・かきたま汁・味付けのりでした。ご飯は自校炊飯なので、炊き立て。この日は「古都ならの日」という

ことで奈良市で採れたお米や地場産物、郷土料理を生徒に知ってもらいたいという食育の視点も郷土文化の継承も、しっかりと込められている献立でした。かきたま汁は、食物繊維が豊富な糸寒天が入っていて、良い歯ごたえ。お会いしたことないのですが、作ってくださった方々の顔が見えてくるような、そして、心が温まる給食をいただきました。

生徒のみなさんは、とても良い笑顔でした。横浜と違って、机の上に食べ物を置いていない生徒は、1人も居りませんでした。

横浜と違うことは、他にもある。議会と市長の給食に対する態度です。

奈良市では、市長選挙の公約で「今の奈良市に相応しい給食を」と掲げた市長が当選されたこと、議会では、給食実施に対する「大きな反対」の声は、あがらなかったこと。そして、もう1つ。林市長は、給食実施を拒む理由の1つに「一斉に全校実施しなければ、不公平」と、言い続けています。5年かけて全校実施した奈良市では、この「不公平論」が出なかったかを奈良の教育委員会に聞いてみたところ「出ませんでした」と言うのです。このことは、市長の考え方をしっかりと教育委員会が受取り、議会も生徒の立場に立って検討していたことを推察することができる。ここでも、だれを見て検討していたのかが良くわかる。

この間、伺った学校の生徒のみなさんの笑顔は、本当に素敵でした。心と身体にいっぱい栄養を採り入れた健康的な笑顔を横浜の中学生からも見たいものです、出してあげたい。

②東大阪市中小企業振興条例

15：30～16：30

東大阪市役所にて 担当者からヒアリング

東大阪市の概要

大阪府の河内平野のほぼ中央に位置する市。人口は約 50 万人、約 22 万世帯であり、大阪市および堺市の両政令指定都市に次いで大阪府第 3 位の人口を擁する。中核市に指定されている。モノづくり企業や、小売・サービス業、物流拠点など、多種多様な中小企業が立地している市。

ヒアリング内容

条例の目的、内容

「東大阪市中小企業振興条例」は、2013 年 4 月 1 日に施行されたものです。東大阪市内の全事業所のうち 99%を占める中小企業を「地域経済を支える本市の重要な存立基盤とともに、産業を活性化させ、市民の雇用やまちのにぎわいを創出する源」と位置づけ、中小企業の振興を市政の重要な柱とし、中小企業者、大企業者、市民、関係団体の役割や市の責務を定め、中小企業の振興に対する市の基本方針となるもの。いわゆる「理念条例」にあたる。

4 者の役割、責務を規定

条例では、中小企業者、大企業者、市民、関係団体の 4 者の役割などを規定しているが、大企業者（市内企業の 1%）の役割については、中小企業の振興が地域経済



説明する当局



ヒアリングを行う党市議団

の活性化に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業者との共存共栄のもと、社会的責任を自覚して、地域社会に貢献するよう努めることを明記した。

市の責務としては、中小企業の振興に関し、必要な調査を行い、施策を実行すること、必要な財政上の措置を講じること、市の発注する公共事業などは、中小企業者の受注の機会の増大に努めることなどが示されている。この規定に基づき、毎年度、市が取り組んだ関連施策の実施状況を公表している。

関連事業の評価、公表

2019 年 7 月にまとめられた「中小企業振興施策実施状況報告書」では、23 の施

策の目標達成度などをA～Dで評価し、実績や課題、次年度の改善策などがまとめられています。

2018年の目標達成度Aだった「モノづくりワンストップ推進事業」は、受注拡大サポートや、販路系・技術系コーディネーターによる積極的な企業訪問を行い、各企業が抱える課題解決に向けた相談に応

じるもので、年間で約1000社を訪問し、144件が課題マッチングしたことを報告している。

※条例文等は本冊子後半に掲載していません。

東大阪市・小規模企業支援施策について

古谷やすひこ

党議員団視察の1日目の午後は、中小企業施策で全国的にも有名になった東大阪市での中小企業振興施策について。こちらからお願いした視察項目は以下の通り。



- ①中小企業振興条例制定の経過と制定後の取り組み
- ②条例制定のメリットについて
- ③振興会議について
- ④小規模企業振興基本法に関わる施策展開は
- ⑤市内経済・企業の景況は
- ⑥中小企業施策の概要と重点施策

条例の前文にはこうあります。「中小企業は地域の主役」として、「本市における中小企業は、全事業所数の99%。熟練の技術を引き継ぐモノづくり企業や、まちのにぎわいを創出する小売・サービス業、関西圏における一大物流拠点など、多種多様な中小企業が立地しています。これらの中小企業は地域経済を支える本市の重要な存立基盤であるとともに、産業を活性化させ、市民の雇用やまちのにぎわいを創出する源です。中小企業の振興を市政の重要な柱として位置付けるとともに、地域経済を活性化させ、市民生活の向上のため、本条例を制定します。」とのこと。

この視察のやり取りの中で印象的だったのは、小規模事業者への支援について中堅企業に施策を打ってそこからの「シャワー効果」を狙ったけど結局は思うような効果が上がらなかった、率直に話していただいたこと。さらに小規模事業者への効果的な施策というと非常に難しいが、地道にニーズに合わせた融資施策を打っていきたい、とのこと。これらの問題は、横浜でも大問題になっており、効果的な施策展開はできていません。

全国の優れた経験を聞いてみると、担当者の方の熱意がその自治体の施策を大きく前に動かしている例は少なくなく、今回の東大阪市の中小企業施策も担当者の方の熱意は感じ取れます。

引き続き、全国の実践に学びながら、解決の道筋をつけていきたいと思えます。

東大阪市中企業振興条例について調査・視察報告

大貫憲夫

日本共産党横浜市議団は11月18日、東大阪市の中小企業振興条例について調査、視察を行いました。調査の目的は、同条例の制定の経緯と内容、また、小規模企業の振興にかかわり同条例がどのように機能しているかなどが中心です。

同条例の制定経緯については、中小企業基本法が1999年に改正されたことを受けて東大阪市のにおいても、支援策を中堅企業や急成長型の中小企業に特化させ、これらの企業群が成長発展によるシャワー効果による地域経済発展をもくろみましたが、結果は、地域経済振興には役には立たず、小規模・零細企業の切り捨てが進行しました。その実態が時の共産党市長による小規模企業事態調査によって明らかになりました。2010年に共産党市議団が同調査に基づく条例案を議会に提出しましたが否決され、その後、新たに選出された保守系市長が2013年に現条例を提案し成立しました。



同条例は、前文で「本市は、我が国の経済の発展を支える多種多様な小規模企業者が集積する、活力ある『中小企業の街』・『モノづくりの街』と位置づけ、小規模企業者を中心とする中小企業は、地域経済を支える重要な存立基盤であり、熟練の技術を引き継ぎ、産業を活性化させ、市民雇用やまちのにぎわいの源」として、小規模企業者を市内経済の中心として位置付けています。

同条例は、8条で中小企業に関する必要な調査、中小企業振興にかかわる財政上の措置、9条では11の施策を掲げ、10条で中小企業振興会議を設置し、実施事業を審議して市長に意見、提案を行い、11条で市長は、毎年度実施状況を公表し、調査分析するとしています。

説明によれば、同条例が制定されことによって、市政における中小企業施策の位置づけに法的根拠が与えられ、さまざまな提起がされ、その点で有効に機能しているとのこと。

しかし、小規模企業に対する施策の展開は、融資制度の優遇措置はあるものの、住宅リホーム制度などの具体的なものはなく、特に生業として事業をしている家族企業などには経済施策よりも福祉的は施策が必要ではないかとの指摘がありました。

東大阪市の中小企業振興条例の優れていることは、同市の中小企業を中心は小規模企業と規定されていることです。しかしながら、条例は、市の行う施策は中小企業として括られているため、小規模企業に焦点を据えた施策が理念的に終わっている感があります。

横浜市においては、今年度経済局予算概要に小規模事業者の位置づけが中小企業と切り離され明確に位置づけられました。さらに、横浜市の経済施策に具体的反映させるため、小規模企業振興に法的根拠が必要です。現行の横浜市中心企業振興条例を改正し、小規模企業を位置づける、もしくは、別個に横浜市小規模企業条例をつくる必要があることを、今回の調査・視察で確信しました。

東大阪市・小規模企業支援施策について

岩崎ひろし

2019年11月18日、党市議団が行った「東大阪市中小企業振興条例」の視察についての報告です。

一、視察の目的

党市議団の日頃の問題意識としては、「横浜市中心企業振興基本条例」の果たすべき使命の最重要な事項として、市内中小企業、なかでも、小規模事業者の振興のための具体施策を充実・強化が求められている」という点にありました。



中小企業が全事業所数の99%を占め、さらにそのほとんどが小規模企業と言われる東大阪市の中小企業振興条例において、小規模企業支援施策がどのように行われているのかを現地で勉強するために視察しました。

したがって、視察の目的は、①同条例の制定の経緯と内容 ②小規模企業の振興の視点から同条例制定による効果の具体事例 をテーマとしました。

(1) 経緯と条例内容について

中小企業基本法が1999年に改正されたのを受けて、全国的で、中堅企業などに支援策を集中させる施策が展開されました。しかし、地域経済の活性化、振興の効果は乏しく、逆に、小規模・零細企業を切り捨てる事態が進行していました。こうした状況は東大阪市においても同様でした。

その時期、東大阪市では共産党の長尾市長でした。

長尾市長が同市の企業構成の特徴である99%のほとんどが小規模企業であることに注目し、市内の「小規模企業調査」を実施し、実態を明らかにしました。

2010年、共産党市議団がこの調査結果を踏まえて、中小企業振興条例案を議会に提出しました。しかし、このときの条例案は否決されています。

その後、新たに選出された保守系市長が、先の条例案をもとに新たな条例案を 2013 年に提案、それが決議され現条例になっています。

同条例の前文には、「本市は、我が国の経済の発展をも支える多種多様な小規模企業者が集積する、活力ある中小企業のまち・モノづくりのまちとして、全国にも確固たる地位を築き上げてきました。」「小規模企業者を中心とする本市の中小企業は、地域経済を支える本市の重要な存立基盤である・・・市民の雇用やまちのにぎわいを創出する源です」と小規模企業を位置づけ、2010 年の条例案の精神を明記しました。

(2) 同条例の施行による効果について

同条例の制定により、東大阪市の中小企業施策の法的根拠が明確になり、それ以降、「市の中小企業施策が市民、議会に理解されやすくなった」、との説明がありました。また、小規模企業振興・活性化の見地から実績・成果を聞いたが、具体的な事例は示されませんでした。小規模企業に視点を当てた効果的な振興策は、探求が続いているのが現状と思われます。

二、東大阪市中小企業振興条例から横浜市中企業基本条例が学ぶこと

- 1、本市経済における小規模企業の役割と位置づけを本市条例に明記が必要。
- 2、小規模企業の事業の継続、雇用の安定など、実際に効果の見える施策を具体化、実施することが必要。

③尼崎市公共調達基本条例

11月19日

10:00~12:00

尼崎市役所にて 担当者からヒアリング

尼崎市の概要

兵庫県の南東部に位置する人口約46万人、約23万世帯の市。1916年(大正5年)に市制施行。中核市に指定されている。

ヒアリング内容

条例の目的、内容

尼崎市公共調達基本条例は、2016年9月に尼崎市議会にて全会一致で可決され、同年10月21日から施行された。

※他都市の「公契約条例」とは、内容が重なる部分もあるが、別物である。

※「公共調達」とは、尼崎市が発注する公共事業や市が締結する契約で工事若しくは製造の請負、業務の委託又は物品の購入に係るものにより、完成した物件の引渡し、役務の提供、物品の納品等を受けること。指定管理者に市が設置する公の施設の管理の業務を行わせること。

公共事業などに従事する労働者の適正な労働環境の確保

公共調達に関する基本方針を定め、市長等及び受注者等の責務を明らかにするとともに、公共調達に関する基本的な事項を定めることにより、これらに基づく公共調達に関する取組を推進し、もって



説明する市担当者



ヒアリングを行う党市議団

地域経済の持続的な発展及び市民福祉の増進に寄与することを目的とした。

基本方針として、「公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境の確保」や「公共調達に係る業務の適正な履行及びその質の確保」などを定めている。

条例制定の経過

2008年12月市議会で、公契約の制度のあり方に関する条例案が議員提案(共産党)されるが、2009年5月議会で否決される。

その後、2014年の市長選挙で現市長の2期目の公約として「労働条件の切り下げを防ぐ公契約のあり方について検討する」ことが公約に掲げられる。2009年~2010

年に公契約のあり方検討会（合計 6 回）を開催。2016 年 6 月に「(仮称) 尼崎市公共調達基本条例（骨子素案）がまとめられ、パブリックコメント、市民説明会を経て、2016 年 9 月に条例可決し、施行に至った。

条例の特徴

【労働関係法令の遵守状況の報告義務】

対象受注者（対象契約を締結した事業者及び指定管理者）だけではなく、その下請負者等も労働関係法令の遵守状況についての報告を義務づけている。

「報告書」の様式は、工事請負分、業務委託分がそれぞれ決められていて、「就業規則」の作成と周知、三六協定の有無、各種保険への加入の有無などのほか、事業に従事する労働者のもっとも低い賃金単価を時間給で記入することになっている。

対象契約は予定価格 1 億 5 千万円以上の工事請負契約及び 1000 万円以上の清掃、人的警備業務委託契約等が対象。

【労働関係法令違反があった場合の処置内容の報告義務】

労働関係法令を遵守していない場合には、労働関係法令を遵守するための改善措置を行い、その措置内容を市に報告する義務を負う。

【氏名等の公表】

労働関係法令の遵守状況やその改善措置の報告をしない場合やそれらの報告内容に虚偽がある場合などには、市は氏名等の公表や入札参加停止を行うことがある。

【下請負者等への明示】

下請等契約を締結する際に、その相手方に、尼崎市へ労働関係法令の遵守状況について報告等を行う必要があることや、報告義務などを守らなければ、氏名等が公表される場合があること等を、書面で示すなどして、明らかにしなければならない。

【労働者への明示】

対象受注者及び対象下請負者等は、公共調達に係る業務に従事する労働者に対し、当該業務が、労働関係法令の遵守状況に係る報告の対象となること等を書面で示すなどして、明らかにしなければならないと定めている。

【賃金条項は盛り込まず（下限度額の設定をしていない）】

条例制定前のパブリックコメント、市民説明会では、事業者側から「賃金条項を盛り込まないこと」が要望され、労働組合側からは、賃金条項を定めほしいと要望があったが下記の三つの理由から、盛り込まれなかった

- ・金額は使用者と労働者の間で決めるべきものであること
- ・経営者の裁量や経営に及ぼす影響が大きいこと
- ・政策効果を踏まえた適正な水準の賃金設定が困難であること

【従前従事労働者の雇用】

「受注者等は、公共調達に係る継続的な業務を新たに受注したときには、従前から当該業務に従事していた労働者で引き

続き従事を希望するものの雇用に努めなければならない」

指定管理者が切り替わった時に、新しい指定管理者は、これまで従事していた労働者で、引き続き雇用に希望する人の雇用に努めなければならないとしたこの

条項は、全国では珍しく、現尼崎市長の肝いりで明文化されたと説明があった。

※条例文等は冊子後半に掲載

④日本共産党尼崎市議団との懇談

11月19日
12:00~13:00



党尼崎市議団と懇談

尼崎市公共調達基本条例について、党尼崎市議団（6人 当日は5人が参加）と懇談を行った。徳田みのる党尼崎市議団政策委員長は、同条例について、党市議団としては、不十分さもあるものの一定の前進面があるとして賛成したと述べた。

条例には不十分な点

不十分な点としては、提出を義務づけている労働関連法令遵守状況報告書だけでは、「最低賃金法で定める最低賃金でよい」と発信するようなもの。賃金条例の下

限設定がないことで、公共工事の単価引き上げが行われ、税金が投入されているにもかかわらず、効果が下請けに及んでいない現状を指摘した。

管制ワーキングプアを増やさない視点が大事

また、この問題は「官製ワーキングプアを増やさない」といった視点が大切で、公共施設の管理運営にも指定管理者制度の導入が進められている。国民健康保険の情報などを扱う市民課の窓口業務が民間委託され、アウトソーシング化が進んでいる。同条例がそれを助長し、実施できる根拠の一つとして使われ始めている。公契約のあり方を定める条例は、労働者を守るものであって、民間委託を免罪したり、助長したりするものではあってはならないことで、不十分な点が改善されるよう力を尽くしていくと述べました。

調査目的 公契約条例制定経過と制定後の取り組みについて

制定経過 2008年12月に日本共産党から議員提案されるが否決される。その後、国で担い手3法の改正があり、発注者の責務として明確に規定されるなど、発注者として担うべき役割が増してきたことを受け、2014年10月に尼崎市産業基本条例（理念条例）が制定される。



さらに市長が2期目の公約として掲げたことから、公契約の在り方勉強会を6回開催し、京都市の条例を参考に2016年2月に公共調達基本条例案を提案する。その案について市民説明会・事業者団体説明会・労働者団体説明会を計7回開催し、意見を聞いた。説明会では、経営者からは賃金条項を定めることは反対である、労働者からは賃金条項を定めてほしい、と相対する意見が出されていた。また、パブリックコメントを実施し、257件の意見が寄せられたが、反対する意見はほとんどなかった。同年7月に基本条例骨子素案についての説明会も計7回開催し、それぞれの立場の市民から意見を聞いた。

その手続きをもとに、同年9月に公共調達基本条例が全会一致で可決され、10月から施行された。

条例は基本方針として

- (1) 市内事業者の受注機会等の増大
- (2) 社会的課題の解決に資する取組の推進
- (3) 公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境の確保
- (4) 公共調達に係る業務の適正な履行及びその質の確保 とした。

そこで市内事業者の受注機会等の増大については、努力することになっているが、ここ数年の変化はないとのこと。予定価格では1億5千万円以上の工事請負契約及び1千万円以上の業務委託契約については指定管理者も含めて対象にしているとのこと。

市としては、元請けから下請け事業者の契約の内容を適正なものであるかどうかを判断するため、報告を出させるようにしている。その点、事業者側は報告書を提出することについては徹底されている。しかし、肝心の賃金については、最低賃金を下回らない報告になっているが、清掃・給食調理などは、最低賃金で委託しているケースが多く、この条例ができて、最低賃金を大きく上回るような効果が出ているとは言えないことがわかった。



1, 当局の説明

尼崎市では 2008 年、全国初の公契約条例が議員提案されたが否決。その後、千葉県野田市で「公契約条例」が市長提案され、全国で初めて成立。その後、各地で「公契約条例」制定が広がった。

その後、市長は 2 期目の公約で「公契約のあり方の検討」を掲げ当選。市長から「尼崎市公共調達基本条例（案）」作成が要請。条例は契約先で働く労働者の賃金の最低額の定めのない、賃金条項のないものであり、不十分なものであった。しかし、元請け企業とすべての下請け企業に「労働関係法令遵守状況報告書」の提出を義務付けるものであった。尼崎市は①賃金額は使用者と労働者の間で決めるべきもの、②経営者の裁量や経営に及ぼす影響が大きい、③政策効果を踏まえ適正な水準賃金設定が困難として、「賃金条項を盛り込まない」としたと報告。

2, 尼崎市議団との懇談

尼崎市では 2007 年、行政業務の民間委託で働く労働者が「競争入札が行われたが、低い金額で落札されたため、賃金が下げられた」と訴えたことから、市役所内でストライキが起き、それを契機に全国初の公契約条例を議員提案、しかし否決。その後、千葉県野田市で「公契約条例」が市長提案され、全国で初めて成立。その後、各地で「公契約条例」制定が広がった。

市長提案の「尼崎市公共調達基本条例」は賃金条項を入れないもので不十分であり、労働関係法令遵守状況報告書の提出義務だけでは「最低賃金法で定める最低賃金が良い」と発するようなもので、現実には使用者の立場が強く、ワーキングプアが多発している。党市議団は、条例案は不十分さがあるものの、一定の前進面があると判断し賛成。全会一致で可決。

また、「尼崎公共調達基本条例」制定のきっかけや、条例制定に向けて行政が行った話し合いや懇談、パブリックコメントの背景には、さまざまな中小企業で働く労働者の公契約条例制定要求があったとのことでした。

3, 感想

「公契約条例」の意図する中心点は、現場労働者の処遇・賃金の保障である。尼崎市の「公共調達基本条例」ではその点がしっかり規定されず、労働関係法令遵守状況報告書を義務付けることにとどまったのは残念に思う。

当局からの説明だけでは、条例制定に対する問題点や、市民の反応など理解しづらいが、党市議団との懇談がその背景や、要求運動についての報告もされ良かった。

公契約条例の制定過程と制定後の取り組みについて

みわ智恵美

尼崎市公共調達基本条例の制定過程や条例及び条例制定後の状況などについて行政法務部契約課からの説明を受けた。

尼崎市では条例制定以前から、公共工事などの発注で市内事業者を優先し「受注機会」を提供するなど様々に取り組んできた。

2008年12月、議員提案3条例【理念・業務委託・工事】が12月議会に提出されるが、2009年5月19日否決。2009年5月の「公共サービス基本法」での公共サービスに従事する者の「労働環境の整備」に関して自治体が必要な施策を講じる「努力義務」が規定された。また、2014年5月にはいわゆる「担い手3方の改正」が行われ、発注者としての自治体の担うべき役割が増してきた。2014年10月、「尼崎産業振興基本条例」を制定し、市内事業者の受注機会の増大が図れるよう環境整備を市の責務に位置づけた。

2014年11月、市長2期目の公約に掲げた「労働条件の切り下げを防ぐ公契約の在り方を検討し、地域内経済循環を促進を重視」に基づいて、2015年3月から翌2016年5月にかけて「公契約のあり方勉強会」を合計6回開催。公契約における各業務の課題、官製ワーキングプアの定義、京都市の公契約基本条例などをテーマとして審議。2016年2月に「(仮称)尼崎市公共調達の基本条例の制定について」を公表し、7回の説明会(市民2回・事業者団体2回・労働団体3回)を開催。6月「(仮称)尼崎市公共調達基本条例(骨子素案)について」等を議会に報告。6月から7月にかけて行ったパブリックコメントでは、257件の意見が寄せられたが、条例制定に反対意見はなかったものの、公共調達という名称が分かりにくい、賃金条項を制定してほしいなどの要望が出されている。

2016年7月に「(仮称)尼崎市公共調達基本条例(骨子案)について」の説明会を7回開催。経営者側からは「賃金条項を定めないこと」が評価され、「事業者に過度の負担がかからないように」との要望が出されている。労働者側からは、「賃金条項を定めてほしい」「審査会を設置し、労働者の代表委員を」などの意見が出されており、賃金条項では真っ向から意見の対立がある。9月議会で「尼崎市公共調達基本条例」議案が全会一致で可決し、10月21日施行。

条例の目的は、市長等及び受注者等の責務を明らかにすること。地域経済の持続的な発展及び市民福祉の増進に寄与するとしている。

条例の基本方針は、(1)市内事業者の受注機会等の増大。(2)社会的課題の解決に資する取組の推進。(3)公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境の確保。(4)公共調達に係る業務の適正な履行及び質の確保である。

条例施行後の現状は、(1)は、条例で市内事業者が発注ができるようになった。(2)は、環境ISO等の取り組みや、若年者雇用を意識的に行っている。(3)は条例違反として氏名等の公表や入札停止を行うことがある。登録されていない下請けを直接指導はできないが、元請けにその事業者を入れないことを指導できる。指定管理業務では、継続雇用を求めている。給食調理業務は、特に賃金が低く、最低賃金での雇用もみられることは問題である。

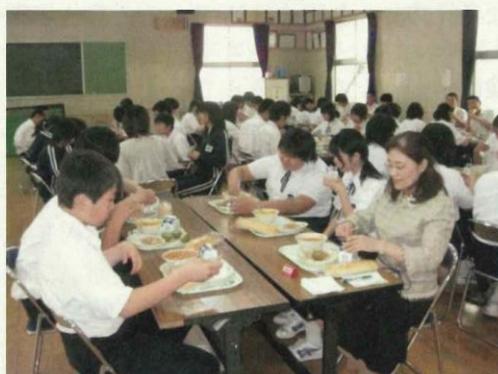
賃金条項について、金額は労働者と使用者の間で決めるべきもの、経営者の裁量や経



営に及ぼす影響が大きいこと、適正な水準の賃金設定が困難とのことで設定しなかった。また、決めた単価を変える煩雑さを考えてのことであったが、生活保護費を下回る最低賃金の時もあった。事業者が出す「労働関係法令遵守状況報告書」には、一番低い賃金単価がいくらで誰かを書くようになっているが、直接的な賃金引き上げをするわけではない。

条例の効果・実効性については、市内事業者の受注機会等の増大については、内規から条例となることで安定的に実施できる。報告を出してもらい、必要に応じて改善を求めることで、労働環境に係る受注者等の意識が高まることにつながることを期待できる。建設分野では1億5千万円以上のものとしており、1億円以下となると、条例担当者は1名なのでとてもやれないとのこと、条例の実効性を高めるためにも人員の配置が必要であることも実感した。

奈良市立中学校給食導入検討委員会 報告書



平成23年10月4日

3. 給食実施方式の比較検討

●コストからの比較

まず着目したのは、各給食実施方式別に、初期経費（イニシャルコスト）と30年間の人件費などの維持経費（ランニングコスト）を比較した表である。

これによると、建設費や用地費などを合わせた初期経費については、デリバリー方式（中学校の配膳設備費）の2億1300万円（※以降の金額は100万円以下切り捨てて表示）が最も安価で、次いで親子方式の20億500万円、センター方式の22億5200万円、自校方式の22億9600万円という金額となった。

給食にかかる経費

(千円)

	自校方式		親子方式	センター方式		デリバリー方式
	直営	調理委託		直営	調理・配送委託	
建設費・用地費等	2,296,000		2,005,363	2,252,322		213,291
初年度維持費	400,136	257,184	257,893	298,215	247,837	470,800
初年度合計	2,696,136	2,553,184	2,263,256	2,550,537	2,500,159	684,091
10年間維持費	3,536,436	2,226,871	2,263,854	2,862,692	2,238,946	4,083,300
20年間維持費	7,126,056	4,530,322	4,574,887	6,193,791	4,762,081	7,225,146
30年間維持費	10,710,088	6,686,168	6,822,043	9,633,574	7,198,137	10,113,411
総計	13,006,088	8,982,168	8,827,406	11,885,896	9,450,459	10,326,702
国庫補助金	765,300	765,300	420,933	600,000	600,000	0
市総支出	12,240,788	8,216,868	8,406,473	11,285,896	8,850,459	10,326,702

※詳細については、資料（P36）参照

一般的に、16校に給食室を新設するのと、2つ（奈良市の立地条件を考えた場合）の給食センターを新設するのでは、センターを新設する方が初期経費はかなり低いと思われた。しかし、実際には自校方式の場合は用地費が不要であることと、センターを建設する際は、環境への配慮・見学スペースの確保など、センターならではの設備投資が高んでくることからその差は僅かであった。

さらに、初期経費と30年間の維持経費を合算すると、自校方式（調理委託）が89億8200万円で、センター方式（調理・配送委託）は

94億5000万円となり、センター方式の方が経費はかかることになる。これは維持経費の大きな割合を占める人件費において、自校方式は、将来、生徒数が減少した場合に、生徒数に応じて調理員数も対応できるのに対し、センター方式は調理員数は対応できるが、学校の数が変わらない限り配送にかかる人数を変えることができない、というのがひとつの要因になっている。

また、生徒数の減少に応じた調理員の人数の弾力的な変更については、直営よりも調理委託の方が対応を行いやすいとも言える。

自校方式、センター方式とも異なるデリバリー方式では103億2600万円、親子方式では88億2700万円の経費が必要になった。最も経費のかからないのは親子方式であるが、未実施校16校全部をカバーすることは、現状の法的な制約（建築基準法・都市計画法など）を考慮した場合、かなり困難である。

以上のことから、コスト的な検証という観点から判断すると、自校方式（調理委託）が優位であると思われる。

●様々な視点からの比較

コスト以外の多面的な視点から各給食実施方式を評価するため、様々な項目を抽出し、これらを4段階で判定した。

様々な視点から、各方式の評価

各方式	自校方式	親子方式	センター方式
奈良市の現状	中学校 1 (直営) 小学校 39 (直営23・委託16)	中学校 3 (直営2・委託1) 小学校 3 (直営2・委託1)	中学校 2 (直営) 小学校 5 (直営)
「食育」	A	B	B
「地産地消」	B	B	B
「防災」 (防災拠点・リスク分散)	A	A	C
「食の安全」 (リスク分散)	A	B	C
「日常の運営統制」 (命令系統)	B	B	A
「アレルギー等対応の柔軟性」	A	A	B
「児童・生徒への負担」	—	—	—
「教職員への負担」	—	—	—
「学校管理上の問題点」	B	A	A
「栄養教諭・栄養職員の県の配置基準」	9人	8人	4人
「建設時の学校への影響」	C	B	A
「学校行事等への柔軟な対応」	A	B	B
「設備・備品の効率性」	B	B	A
「2時間以内の喫食」	A	A	B

A=適している B=ほぼ適している C=あまり適していない D=不適切

「食育」について

基本的に食育指導は給食を食べる時から始めるものであるが、作り手(調理員)の顔が見え、感謝の気持ちも強くなるということで自校方式をA、その他は同じ条件となるので親子方式・センター方式はBと評価した。

「地産地消」について

食材を奈良市学校給食会で一括購入している現状では、平成22年度の地産率は33%と、「食育推進基本計画」の目標値である30%を上回ったものの、まとまった量を確保することは困難であり、全てBと評価した。ただし、今後、仕入れ方法などを検討して、例えば各学校で校区内の食材を使うことが可能となった場合には、自校方式や親子方式が優位になると思われる。

「防災」（防災拠点・リスク分散）について

今回の東日本大震災被災地でも見られたように、学校が避難所の機能を兼ねている所が多く、被災しなければそこで給食を提供できるということから、自校方式と親子方式については**A**とし、センター方式は**C**と評価した。

「食の安全」（リスク分散）について

食中毒（O-157など）が発生した場合の被害拡大を想定し、被害範囲が最小限に留まる自校方式を**A**、親子方式を**B**、被害の広がる可能性が一番大きいセンター方式を**C**と評価した。

「日常の運営統制」（命令系統）について

業務を運営する上で、安全管理などの命令を伝達する際、どれだけ徹底できるかという観点から、人員が集中しているセンター方式を**A**、分散している自校方式・親子方式を**B**と評価した。

「アレルギー等対応の柔軟性」について

栄養教諭・栄養職員と調理員がきめ細やかな対応のできる自校方式・親子方式を**A**、ある程度の対応は可能であるが個々に応じた対応までは困難であるセンター方式を**B**と評価した。

「児童・生徒への負担」「教職員への負担」について

どの方式を採用しても差異がないことから、あえて評価は入れなかった。

「学校管理上の問題点」について

給食を実施することで起こり得る学校管理における火災等発生の危険性や施設防犯の観点から検証したもので、学校外で用地を確保し施設を建設するセンター方式は**A**、親となる小学校から搬入される親子方式も子である中学校にとっては**A**、学校内に施設を建設する自校方式は**B**評価とした。

「栄養教諭・栄養職員の県の配置基準」について

各方式で給食を導入した場合の県からの人員配置の基準であり、参考資料として取り入れた。

「建設時の学校への影響」について

学校施設外に建設するセンター方式を**A**、安全には十分配慮されるものの工事用車両が出入りするということで自校方式は**C**、親となる学校で若干の工事が必要となる親子方式を**B**と評価した。

「学校行事等への柔軟な対応」について

各学校によって実施日時の異なる運動会や、学年によっても異なる遠足など、学校行事に対応する際の柔軟性を検証したもので、自校方式は**A**、親子方式・センター方式を**B**と評価した。

「設備・備品の効率性」について

集中して一括管理ができるセンター方式を**A**、逆に一括管理はできないが個別の対応は可能な自校方式・親子方式は**B**と評価した。

「2時間以内の喫食」について

学校給食衛生管理基準の中で『調理後2時間以内に給食できるよう努めること』と規定されており、自校方式や親子方式については特に問題なく**A**であるが、センター方式については配送の関係（何校か掛け持ちで配るため）で**B**と評価した。

様々な観点で評価を行ったところ、それぞれの方式でメリット・デメリットはある。しかし、安全で安心な給食を提供するという、学校給食にとって最大の目標を達成するには、やはり自校方式や親子方式が良いのではないかと思われた。

ただ、先にも述べたように、法的な制約などが多い親子方式では全校実施は困難であると考えられる。そこで、まず給食未実施校を学校別に自校方式が可能かどうか検証し、自校方式が困難な学校については親子方式が可能か、若しくは他の方式を考えるのかを検討することとした。

4. 各方式実施の実現性

各方式の実現性

中学校名	春日	三笠	若草	伏見	富雄	都南	登美ヶ丘	平城西	二名	京西	富雄南	平城	飛鳥	登美ヶ丘北	都跡	平城東	
生徒数	601人	890人	431人	562人	888人	579人	333人	370人	517人	567人	603人	410人	337人	342人	311人	449人	
必要食数	643食	934食	454食	591食	932食	613食	352食	391食	546食	593食	634食	433食	363食	360食	330食	472食	
必要面積	280㎡	280㎡	280㎡	280㎡	280㎡	280㎡	200㎡	200㎡	280㎡	280㎡	280㎡	200㎡	200㎡	200㎡	200㎡	280㎡	
配地園からの自校方式可否判定	C	B	B	C	C	B	B	A	C	B	B	C	A	A	A	A	
関係車輛動線の安全性	C	B	B	C	C	B	C	B	C	C	B	C	B	B	B	B	
校舎内空き教室(調理室への改築)の状況	なし	なし	なし	なし	なし	あり	なし	なし	なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし	あり	
校区内小学校 (調理実績食数) 対応可能食数	深美 (613)	大宮 (568) 600可	鼓阪 (147)	伏見 (695) 500可	鳥見 (510) 400可	東市 (341)	登美ヶ丘 (597)	神功 (452)	二名 (437)	六条 (888)	富雄南 (611)	平城 (760) 200可	飛鳥 (605)	登美ヶ丘 (597)	都跡 (653)	左京 (423)	
	大安寺 (377)	藤井 (257)	佐保 (390) 400可	あやめ池 (560)	三井 (984)	香解 (163)	鶴舞 (315)	右京 (261)	貴和 (733)	伏見南 (414)	三建 (980)	平城西 (355)	藤井 (257)	東登美ヶ丘 (645)		朱雀 (385)	
	済美南 (278)	大安寺西 (600)	鼓阪 (257)	西大寺北 (663)	富雄北 (844)	明治 (479)	平城西 (355)		登美ヶ丘 (597)		あやめ池 (550)	西大寺北 (663)				佐保台 (101)	
親子方式(校区内)の実現性	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	C	D
親子方式(校区外)の実現性	C	D	D	C	C	D	D	D	C	D	D	C	D	D	C	D	D
搬出の可否判定	D	C	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	C
兄弟方式の実現性	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	C
特記事項	非自選訳 制(デリバ リー方式) 未実施			非自選訳 制(デリバ リー方式) 未実施	非自選訳 制(デリバ リー方式) 未実施							非自選訳 制(デリバ リー方式) 未実施				非自選訳 制(デリバ リー方式) 未実施	

各方式の判断基準

A ... 現状で設置可能

B ... 一部問題解決すれば設置可能

C ... 解決すべき問題は多いが設置可能

D ... 設置困難

令和元年11月18日(月)

【本日の献立】 ご飯・牛乳・さばのみそ煮・権座(ごんざ)・かきたま汁・味付けのり

奈良市の給食は、市内同一の献立で実施しています。給食物資は、奈良市教育委員会が一括購入し、給食を作るための光熱費・設備費・消耗品費は奈良市が負担しています。 ◎ご飯給食:週3回 ◎ご飯給食:週3回 ◎パン給食:週2回

★奈良市の取り組み
 【古都ならの日】【和食の日】
 奈良市で採れた米をおいしく食べる日として、毎月1回、白いご飯の給食を実施します。合わせて奈良の地産物や郷土料理を取り入れています。
 ○権座:奈良県の郷土料理
 秋祭りに氏神様と共にご飯の給食を味わう「ごんざ」になったともいわれている。
 ○五徳みそ:さばのみそ煮の調味料



牛乳
 成長期に必要なカルシウム・ビタミン・たんぱく質などを補うために毎日ついでています。
 学校へ配達された牛乳は、牛乳用冷蔵庫に入れて、給食時間まで衛生的に保管していただきます。
 普通牛乳1本200cc

ご飯
 自校炊飯です。
奈良市産主流通米(ひのひかり1等100%)に、麦を15%混ぜています。主食に麦を混ぜることで、たくさん食物繊維を摂ることができます。

副食
 ・旬の食材や地産産物を使い季節感のある献立や行事食・郷土料理などを取り入れています。
 ・煮物・炒め物・揚げ物・汁ものなどの変化をつけ、苦手なものも食べやすいよう工夫しています。
 ★和食のだしは、うるめ節や昆布・干椎茸のもどし汁
 ★カレーやシチューのルーは、小麦粉とバターから作ります。

【今月の奈良県産食材】米・青ネギ・ブロッコリー・柿・大豆・大和マナ・しろな・まめこ・まめこ・キャベツ・金ごま・吉野くず・納豆・上新粉・小麦粉・ソテエオニオン・柿ピューレ・梅ペースト

食べ物紹介

奈良市教育委員会

やま と でんとう や さ い

大和の伝統野菜

ちいき れきし ぶんか う つ どくとく さいばいほうほう せんぜん なら
地域の歴史・文化を受け継いだ独特の栽培方法で、戦前から奈良

けんない せいざん やさい
県内で生産されている野菜です。

やまと 大和きくな

(宮爾村、奈良市、天理市 他)



ならけんほくぶ のうが う つ
奈良県北部の農家が受け継いで
つく
作られてきました。
かほ かわ
香りが柔らかで、
は おお き こ
葉が大きく切れ込み
の深い品種が奈良県から
ぜんこく ひろ
全国に広がりました。



かたひら 片平あかね

(山添村)



ならけんやまへくんやまぞうらかたひら
奈良県山辺郡山添村片平で
ふる
古くから作られてきた、
ほそ たいこん かたち
細い大根のような形
をしています。日の葉の
いっしほ
一種で、色は赤く、根も
葉も食べられます。



やまと 大和まな

(大和高田市、宇陀市 他)



さいしよ あぶら
最初は油をとるために
さいばい
栽培されていたものが、
つ けもの りよう
漬け物に利用されるよう
になりました。
は たいこん
葉は大根の葉によく似て、
かわ 甘い
柔らかく甘みがあります。



せんすじ 千筋みずな

(宮爾村、御杖村、奈良市 他)

ならぼんち さいばい
奈良盆地で栽培されてきた葉が細
く葉先の切れ込みが深い水菜です。
ひと かわ
一つの株から、たくさんの
葉が出て、シャキシャキと
した食感があります。



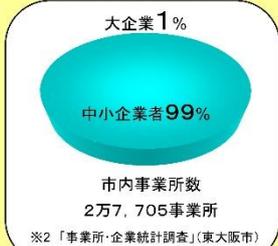
※大和の伝統野菜は、大和丸なすや、大和いもなど 20種類あります。他にもどのようなものがあるか、調べてみましょう。

東大阪市中小企業振興条例のしくみ

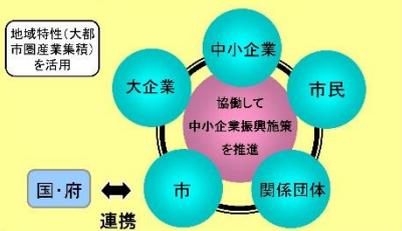
中小企業は地域経済の主役

本市における中小企業※1は、全事業所数※2の99%。
 熟練の技術を引き継ぐモノづくり企業や、まちのにぎわいを創出する小売・サービス業、関西圏における一大物流拠点など、多種多様な中小企業が立地しています。
 これらの中小企業は地域経済を支える本市の重要な存立基盤であるとともに、産業を活性化させ、市民の雇用やまちのにぎわいを創出する源です。
 中小企業の振興を市政の重要な柱として位置付けるとともに、地域経済を活性化させ、市民生活の向上のため、本条例を制定します。

※1 中小企業の定義(中小企業基本法第2条)
 製造業その他：資本金3億円以下／従業員300人以下
 卸売業：資本金1億円以下／従業員100人以下
 小売業：資本金5千万以下／従業員50人以下
 サービス業：資本金5千万以下／従業員100人以下



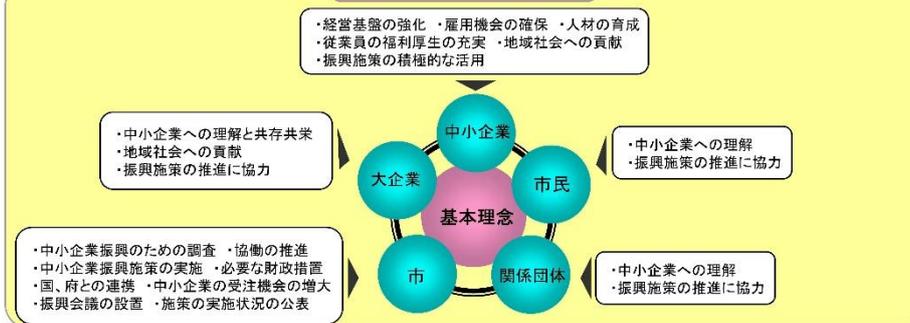
基本理念



中小企業振興のための施策

1. 産業集積の活性化及びネットワークの強化
2. 住工共生のまちづくり
3. 販路拡大
4. 経営資源の強化
5. 人材の育成・事業承継
6. 資金調達の内滑化
7. 創造的な事業活動の促進
8. グローバル化
9. 労働環境の整備
10. 情報発信

各主体の役割等



地域経済の活性化及び豊かで住みよいまちの実現

東大阪市中企業振興条例

緑豊かな生駒山のふもとに位置する本市のモノづくりの起源は古く、すでに弥生時代には、銅鐸や銅剣などの青銅器鋳物が盛んに造られていました。その歴史と経験に培われた情熱と技術は、大和川の付替えや新田開発などを経て、河内木綿産業や今に続く伸線産業などの地場産業を発展させ、およそ2,000年後の現代に受け継がれました。やがて本市には、多くの製造業が集積することとなり、それが商業、農業、建設業、運輸業その他の産業の活性化にも大きな影響を与えてきました。そして、本市は、我が国の経済の発展をも支える多種多様な小規模企業者が集積する、活力あ「中小企業のまち」・「モノづくりのまち」として、全国的にも確固たる地位を築きあげてきました。

このように、小規模企業者を中心とする本市の中小企業は、地域経済を支える本市の重要な存立基盤であるとともに、熟練の技術を引き継ぎ、産業を活性化させ、市民の雇用やまちのにぎわいを創出する源です。

本市が「夢と活力あふれる元気都市」として発展し続けるためには、中小企業者、大企業者、市民、関係団体そして市が、中小企業の果たす役割の重要性を理解し、協働して、本市の中小企業の振興に総合的に取り組むことが必要不可欠です。

ここに、中小企業の振興を市政の重要な柱として位置付けるとともに、本市の中小企業の振興に関する基本理念及び施策等を定め、もって地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、小規模企業者を中心とした本市における中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本理念及び施策等を定め、中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるもので、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

3 この条例において「大企業者」とは、中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

4 この条例において「関係団体」とは、経済団体、金融機関、大学等、特定非営利活動法人その他の中小企業の振興に関係する団体をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者自らの創意工夫及び自主的な努力のもとに推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市が、中小企業の果たす役割の重要性を理解し、協働して推進されなければならない。

3 中小企業の振興は、大都市圏に立地する産業集積の拠点という本市の地域特性を生かした施策により推進されなければならない。

4 中小企業の振興は、国、大阪府その他の公共団体（以下「国等」という。）との連携を図りながら、推進されなければならない。

（中小企業者の努力）

第4条 中小企業者は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自主的な経営基盤の強化、雇用機会の確保、人材の育成、従業員の福利厚生の実現等を図るとともに、第9条に定める施策（以下「施策」という。）を積極的に活用し、その推進に協力するよう努めるものとする。

2 中小企業者は、地域社会の一員として、豊かで住みよいまちの実現に配慮するとともに、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

（大企業者の役割）

第5条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、地域社会の一員として、中小企業者との共存共栄のもとに、社会的責任を自覚し、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

（市民の理解及び協力）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

（関係団体の理解及び協力）

第7条 関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

（市の責務）

第8条 市は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関し、必要な調査を行い、施策を実施するものとする。

2 市は、中小企業の振興に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、中小企業の振興に関し、国等との連携並びに中小企業者、大企業者、市民及び関係団体の協働の推進に努めるものとする。

4 市は、市が発注する工事の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

(中小企業の振興に関する施策)

第9条 第1条に定める目的を達成するために、本市が総合的に推進すべき中小企業の振興に関する施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者の産業集積を活性化し、ネットワークを強化するための施策
- (2) 中小企業者の操業環境を確保し、市民の住環境との調和を推進するための施策
- (3) 中小企業者の販路を拡大するための施策
- (4) 中小企業者の経営資源を強化するための施策
- (5) 中小企業者の人材を育成し、事業承継を円滑化するための施策
- (6) 中小企業者の資金調達を円滑化するための施策
- (7) 中小企業者の創造的な事業活動を促進するための施策
- (8) 中小企業者のグローバル化を支援するための施策
- (9) 中小企業者の労働環境を整備するための施策
- (10) 中小企業者の魅力等の情報を発信するための施策
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(振興会議)

第10条 本市に、東大阪市中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

2 振興会議は、この条例の改廃に関する事項、施策の実施等に関する事項その他の中小企業の振興に係る重要事項を審議する。

3 振興会議は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(実施状況の公表等)

第11条 市長は、毎年度、施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

2 市長は、前項の実施状況について調査及び分析を行うものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する

尼崎市公共調達基本条例

平成28年10月21日

尼崎市条例第54号

目次

第1章 総則（第1条―第5条）

第2章 市内事業者の受注機会等の増大（第6条―第8条）

第3章 社会的課題の解決に資する取組の推進（第9条）

第4章 公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境の確保（第10条―第20条）

第5章 公共調達に係る業務の適正な履行及びその質の確保（第21条―第25条）

第6章 雑則（第26条）

付則

第1章 総則

（この条例の目的）

第1条 この条例は、公共調達に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、市長等及び受注者等の責務を明らかにするとともに、公共調達に関する基本的な事項を定めることにより、これらに基づく公共調達に関する取組を推進し、もって地域経済の持続的な発展及び市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公共調達 次に掲げる行為をいう。

ア 市が締結する契約で工事若しくは製造の請負、業務の委託又は物品の購入に係るもの（以下「請負等契約」という。）により、完成した物件の引渡し、役務の提供、物品の納品等を受けること。

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に市が設置する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理の業務（以下「指定管理業務」という。）を行わせること。

(2) 市長等 市長（尼崎市教育委員会が、その管理する公の施設についてその指定管理者の指定（地方自治法第244条の2第3項の規定による公の施設に係る指定管理者の指定をいう。以下「指定処分」とい

う。)を受けるべき者を選定し、及び指定処分を行う場合にあっては、尼崎市教育委員会を含む。)及び

尼崎市公営企業管理者をいう。

(3) 受注者等 受注者(請負等契約を締結した事業者及び指定管理業務を行う指定管理者をいう。以下同じ。)及び下請負者等をいう。

(4) 下請負者等 第6号アに掲げる契約により同号アに規定する公共調達に係る業務の一部を請け負い、又は受託する事業者及び同号イに掲げる契約により労働者派遣(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。)の役務の提供を行う事業者をいう。

(5) 市内事業者 本市の区域内に主たる事務所を有する事業者をいう。

(6) 下請等契約 次に掲げる契約をいう。

ア 下請の契約、再委託の契約その他これらに準ずる契約により、受注者その他市以外の事業者が第三者である事業者に対して公共調達に係る業務(請負等契約により当該受注者が履行すべき業務(以下「請負等業務」という。)又は指定管理業務をいう。以下同じ。)の一部を請け負わせ、又は委託すること2を内容とする契約

イ 労働者派遣法の規定により、自己の雇用する労働者を受注者その他市以外の事業者のために公共調達

に係る業務に従事させることを内容とする契約

(7) 社会的課題の解決に資する取組 災害発生時における協力に関する協定の締結、環境保全のための活動、

障害者の雇用その他の社会における各般の課題の解決に資する取組をいう。

(基本方針)

第3条 基本方針は、次のとおりとする。

(1) 市内事業者が請負等業務及び下請等契約に係る業務(これらの業務に付随する業務を含む。)を受注す

る機会並びに市内事業者が指定処分を受けるべき者として選定される機会を増大させること。

(2) 公共調達を通じた社会的課題の解決に資する取組を推進すること。

(3) 公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境を確保すること。

(4) 公共調達に係る業務の適正な履行及びその質を確保すること。

(市長等の責務)

第4条 市長等は、公共調達に係る契約及び選定(指定処分を受けるべき者の選定をいう。)の公正性、競争性及び透明性の確保を図りつつ、基本方針に基づく公共調達に関する取組を総合的に推進しなければならない。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、公共調達に関係する法令等（市の条例、規則その他の規程を含む。）を遵守するとともに、基本方針に基づく公共調達に関する取組に協力しなければならない。

第2章 市内事業者の受注機会等の増大

第6条 市長等は、請負等業務の適正な履行に必要となる専門的な知識又は技術を有する市内事業者が存しない場合その他特別の事情がある場合を除き、市内事業者に対し請負等業務を優先的に発注するよう努めるものとする。

第7条 前条に規定するもののほか、市長等は、経済的合理性に配慮しつつ、市内事業者が請負等業務を受注する機会及び市内事業者が指定処分を受けるべき者として選定される機会を増大させるよう努めるものとする。

第8条 受注者等は、下請等契約及び公共調達に係る業務の履行のために要する原材料の購入等の契約を市内事業者との間で締結するよう努めなければならない。

第3章 社会的課題の解決に資する取組の推進

第9条 市長等は、請負等契約の性質又は目的に応じて入札の参加に必要な資格を定める場合において社会的課題の解決に資する取組を行っている事業者を優遇するなど、公共調達を通じた社会的課題の解決に資する取組（市長が別に定めるものに限る。）を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境の確保

（適正な労働環境の確保）

第10条 市長等及び受注者等は、公共調達に係る業務に従事する労働者の雇用の安定、労働に係る安全その他の適正な労働環境の確保に努めるものとする。

（労働関係法令の遵守状況の報告等）

第11条 受注者（請負等契約のうち規則で定めるもの（以下「対象契約」という。）を締結した事業者及び指定管理業務を行う指定管理者に限る。以下「対象受注者」という。）は、規則で定めるところにより、労働関係法令（労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の3労働、雇用又は社会保険に関する法令をいう。以下同じ。）の遵守状況を市長等に報告しなければならない。

2 対象契約に係る下請負者等（当該対象契約が建設業法（昭和24年法律第100号）

第2条第1項に規定する建設工事に係るものである場合は、同条第5項に規定する下請負人に該当する事業者に限る。以下「対象契約下請負者等」という。）及び指定管理業務に係る下請負者等（規則で定めるものに限る。以下「対象指定管理業務下請負者等」という。）は、規則で定めるところにより、労働関係法令の遵守状況を、自己が締結した下請等契約に係る対象受注者に報告しなければならない。

3 対象受注者、対象契約下請負者等及び対象指定管理業務下請負者等（以下「対象受注者等」という。）は、前2項の規定による報告の内容（規則で定める事項に係るものに限る。）に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を、対象受注者

にあつては市長等に、対象契約下請負者等及び対象指定管理業務下請負者等にあつては自己が締結した下請等契約に係る対象受注者に届け出なければならない。

4 対象受注者は、第2項の規定による報告（以下「2項報告」という。）又は前項の規定による届出（対象受注者へのものに限る。以下「3項届出」という。）を受けたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長等に報告しなければならない。

（労働関係法令の遵守状況の報告等に関する説明等の要求）

第12条 市長等は、必要があると認めるときは、対象受注者に対し、前条第1項若しくは第4項の規定による報告又は同条第3項の規定による届出（市長等へのものに限る。）の内容について必要な説明又は資料の提出（以下「説明等」という。）を求めることができる。

2 対象受注者は、前項の規定による説明等の要求（前条第4項の規定による報告の内容に係るものに限る。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該報告に係る2項報告又は3項届出を行った対象契約下請負者等又は対象指定管理業務下請負者等（以下「対象下請負者等」という。）に対し、当該2項報告又は3項届出の内容について必要な説明等を求めることができる。

3 市長等は、前項の規定により対象受注者が対象下請負者等に説明等を求めることが適当でないとき、直接当該対象下請負者等に対し、その2項報告又は3項届出の内容について必要な説明等を求めることができる。

（措置内容の報告）

第13条 対象受注者は、第11条第1項の規定による報告又は同条第3項の規定による届出を行う際労働関係法令（当該報告を行う場合は当該報告に係るもの、当該届出を行う場合は当該届出に係るものに限る。）を遵守していないときは、速やかに、当該労働関係法令を遵守するために必要な措置を講じ、規則で定めるところにより、その講じた措置の内容を市長等に報告しなければならない。

2 前項の規定は、対象下請負者等が2項報告又は3項届出を行う際労働関係法令（当該2項報告を行う場合は当該2項報告に係るもの、当該3項届出を行う場合は当該3項届出に係るものに限る。）を遵守していない場合について準用する。

（措置内容の報告に関する説明等の要求）

第14条 第12条第1項の規定は、前条第1項の規定による報告について準用する。

2 第12条第1項の規定は、前条第2項において準用する同条第1項の規定による報告について準用する。この場合において、第12条第1項中「対象受注者」とあるのは、「対象下請負者等」と読み替えるものとする。

（労働関係法令の遵守に係る措置等の要求）

第15条 市長等は、対象受注者又は対象下請負者等が労働関係法令（対象受注者にあつては第11条第1項の規定による報告及び同条第3項の規定による届出（市長等へのものに限る。）に係るもの、対象下請負者4等にあつては2項報告及び3項届出に係る

ものに限る。以下同じ。)を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、当該労働関係法令を遵守するために必要な措置を講ずるよう求めるとともに、その講じた措置の内容について報告を求めることができる。

(公表等)

第16条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実、当該事実に係る対象受注者又は対象下請負者等の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名）その他の規則で定める事項を公表することができる。

- (1) 対象受注者が第11条第1項若しくは第4項又は第13条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 対象下請負者等が第11条第2項又は第13条第2項において準用する同条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 対象受注者又は対象下請負者等が第11条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 対象受注者が、第12条第1項（第14条第1項において準用する場合を含む。）の規定による説明等の要求に対し、これを拒み、又は虚偽の説明等をしたとき。
- (5) 対象下請負者等が、第12条第3項又は第14条第2項において読み替えて準用する第12条第1項の規定による説明等の要求に対し、これを拒み、又は虚偽の説明等をしたとき。
- (6) 対象受注者又は対象下請負者等が、前条の規定による報告の要求に対し、これを拒み、又は虚偽の報告をしたとき。

2 市長等は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る対象受注者又は対象下請負者等に当該公表をする旨及びその理由を通知するとともに、これらの者に弁明及び有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

(対象下請負者等への明示)

第17条 対象受注者等は、その履行すべき公共調達に係る業務の一部（対象受注者が指定管理者である場合は、当該対象受注者が行う指定管理業務のうち規則で定めるものに限る。）について、他の事業者に請け負わせ、若しくは委託し、又は労働者派遣法第2条第2号に規定する派遣労働者に従事させようとするときは、その相手方に対し、あらかじめ、第11条第2項の規定による報告の義務があることその他市長が別に定める事項を明示しなければならない。

(対象労働者への明示)

第18条 対象受注者等は、その履行すべき公共調達に係る業務に従事する労働者（以下「対象労働者」という。）に対し、その従事する公共調達に係る業務の内容及び当該公共調達に係る業務における労働条件が第11条第1項又は第2項の規定による報告に係るものであることその他市長が別に定める事項を明示しなければならない。

(通報及び相談等)

第19条 対象労働者は、その従事する公共調達に係る業務を履行すべき対象受注者又は対象下請負者等が労働関係法令に違反していると思料するときは、その旨を市長等に通報することができる。

2 対象労働者は、その従事する公共調達に係る業務を履行すべき対象受注者又は対象下請負者等による労働関係法令の違反に係る疑義について市長等に相談することができる。

3 対象受注者等は、対象労働者が第1項の規定による通報又は前項の規定による相談を行ったことを理由として、当該対象労働者に対し解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(関係機関への通報)

5 第20条 市長等は、対象受注者又は対象下請負者等が労働関係法令を遵守していないと思料する場合におい

て、特に必要があると認めるときは、その旨を都道府県労働局長その他の関係機関に通報するものとする。

第5章 公共調達に係る業務の適正な履行及びその質の確保

(適正な予定価格等の設定)

第21条 市長等は、公共調達に係る業務の適正な履行及びその質を確保するため、合理的な積算等を基礎と

して、請負等業務にあつては適正な予定価格(最低制限価格を設定するものにあつては、最低制限価格を含

む。)を、指定管理業務にあつてはその対価として支払うべき金額の適正な上限額を設定するものとする。

(履行内容の確認)

第22条 市長等は、公共調達に係る業務の適正な履行及びその質を確保するため、適宜その履行の内容を適

切に確認するものとする。

(下請等契約の適正化)

第23条 受注者等は、下請等契約を締結するに当たっては、公共調達に係る業務の適正な履行及びその質並

びに公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境を確保するため、自己が当該下請等契約の相手方と対等な立場にあることを認識し、下請代金支払遅延等防止法

(昭和31年法律第120号)その他の法令を遵守し、当該下請等契約の内容を適正なものとしなければならない。

(従前従事労働者の雇用)

第24条 受注者等は、その公共調達に係る業務（継続的に実施する必要がある業務として規則で定めるものに限る。以下この条において同じ。）を履行するに当たっては、当該公共調達に係る業務の適正な履行及びその質を確保し、並びに労働者の雇用の安定に配慮するため、従前から当該公共調達に係る業務に従事していた労働者で引き続き当該公共調達に係る業務に従事することを希望するものを雇用するよう努めなければならない。

(不正行為をした事業者等の排除)

第25条 市長等は、談合その他の不正行為をした事業者その他の受注者として適当でない認められる事業者について、請負等契約に係る入札への参加を制限することその他の公共調達に係る業務の受注者にさせないために必要な措置を講ずるものとする。

第6章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章（第10条を除く。）及び次項の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 第4章（第10条を除く。）の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る対象契約及び同日以後に行われる公告で指定処分の申請に係るものに係る指定処分について適用する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

尼崎市労働関係法令遵守状況報告書

【第1号様式の1】

(工事請負契約)

労働関係法令遵守状況報告書

年 月 日

尼崎市長あて

(対象受注者あて)

※受注者受付 年 月 日

※ この項目は、対象下請負者等から対象受注者に本報告書の提出があった場合に対象受注者が記入してください。

尼崎市公共調達基本条例第11条の規定により提出します。

対象契約の名称			
対象契約の契約期間		下請等契約の契約期間(※2)	
対象受注者・対象下請負者等 (いずれかに○を記入してください。)(※1)	所在地		
	(ふりがな)		
	名称 代表者の氏名		
	担当者氏名		
	・連絡先電話番号		
労働者の総数	名	内訳：正社員 名、パート・アルバイト 名 派遣社員 名 (人材派遣業者のみ記入)	1へ記入してください。
	なし	※ 従業員がない場合 (1人で仕事をされている個人事業主(いわゆる一人親方)の方は、「なし」に○を記入してください。)	2へ記入してください。

※1 「対象受注者」とは本市と直接契約を締結した事業者を、「対象下請負者等」とは対象受注者又は対象受注者と公共調達に係る下請等契約(人材派遣契約を含みます。)を締結している事業者と下請等契約を締結している事業者をいいます(次数は問いません。)

※2 この項目は、下請等契約を受注した対象下請負者等が記入してください。



1 労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目

No.	項目	回答
○ 労働条件		
①	常時10人以上の労働者を使用している場合、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていますか。また、変更があった場合にも届け出ていますか。 ※従業員が10人未満の場合は記入していただく必要はありません。	はい・いいえ
②	就業規則の周知を労働者に行っていますか。	はい・いいえ

③	労働者への雇用通知は、労働基準法で決められた項目に基づいた形式の「労働条件通知書」等により行っていますか。	はい・いいえ
○ 労働時間		
④	時間外及び休日の労働に関する協定（36協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ていますか。	はい・いいえ
○ 保険		
⑤	労災保険に加入していますか。	はい・いいえ
⑥	雇用保険に加入していますか。	はい・いいえ
⑦	健康保険に加入していますか。	はい・いいえ
⑧	厚生年金保険に加入していますか。	はい・いいえ
○ 賃金		
⑨	法律や就業規則の定めに従って、賃金台帳を作成していますか。	はい・いいえ
⑩	賃金について全額（適法に天引きされているものを除きます。）を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	はい・いいえ
⑪	最低賃金法に定める賃金額以上の賃金を労働者に支払っていますか。	はい・いいえ
⑫	本件業務に従事する労働者で最も低い賃金単価はいくらですか。 最も低い賃金単価：時給 円	
○ 契約従事者への周知		
⑬	上記①～⑩の事項を、本契約に従事する労働者にとって見やすい場所（作業現場、事務所など）に掲示する、又は文書を配布するなどの分かりやすい方法で、本契約に従事する労働者に周知していますか。 ※ 本報告書提出後、新たに本契約に従事する労働者の追加があった場合についても、当該労働者に上記①～⑩の事項を知らせる必要があります。	はい・いいえ
○ 下請負者への指導		
⑭	下請契約を締結する際に、本契約が労働関係法令遵守状況報告書の提出が必要となる対象契約であることを、文書により対象下請負者等に知らせましたか。 ※1 本報告書提出後、新たに下請等契約を締結する場合についても、対象下請負者等に本契約が対象契約であることを知らせる必要があります。 ※2 下請等契約を締結していない場合は、記入していただく必要はありません。	はい・いいえ

⑬・⑭の「いいえ」に○を記入した場合は、ただちに本契約従事者への周知又は下請負者等への指導を行ったうえで、労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届を提出してください。

2 従業員がいない個人事業主の労働環境等に係るチェック項目

No.	項目	回答
①	労災保険に加入していますか。	はい・いいえ
②	健康保険に加入していますか。	はい・いいえ
③	国民年金に加入していますか。	はい・いいえ

3 労働環境改善予定

「1 労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目」の「いいえ」に○を記入した場合は、以下の項目に記入してください。

設問番号	「いいえ」とした理由	6か月以内に措置結果報告書を提出できない理由等
(例)	※「法令上の義務」欄の「あり」「なし」のいずれかに○を記入してください。 「あり」に○をした場合は、措置結果報告書の提出が必要となります。	※原則として契約締結以後、6か月以内に措置結果報告書を提出する必要があります。 6か月以内に提出できない場合のみ、以下の項目に記入してください。
⑤	下請のみ行っているため	希望提出期限 年 月
	法令上の義務 あり <input checked="" type="radio"/> なし	

(例) ⑦、⑧	従業員が5人未満であるため	法令上の義務		希望提出期限まで措置結果報告書を提出できない理由
		あり	なし	
		法令上の義務		
		あり	なし	
		法令上の義務		
		あり	なし	

※ 「希望提出期限まで措置結果報告書を提出できない理由」が適切であると認められない場合は、契約締結後6か月以内に措置結果報告書を提出していただく必要があります。
希望提出期限の適否は、本市から改めてお知らせします。

(注意事項)

- ※ 1 対象受注者は、本契約が建設業法に規定する建設工事に該当する場合は、本報告書に施工体制台帳に添付する施工体系図の写しを添付してください。対象下請負者等に追加があった場合は、その都度、当該追加を反映した施工体系図の写しを提出してください。
- 2 本契約が建設業法に規定する建設工事に該当する場合、本報告書を提出する義務がある対象下請負者等は、建設業法上の「元請負人」及び「下請負人」に該当するものに限り、
- 3 本報告書の記載内容について、必要に応じて聞き取り調査を実施し、又は確認資料の提出を求めることがあります。
- 4 対象受注者は、対象下請負者等から提出があった本報告書を取りまとめた上、自らの本報告書と併せて、本市との契約締結以後2か月以内に本市に提出してください。また、当該契約締結の2か月より後に、対象下請負者等から本報告書の提出があった場合は、その都度、本報告書を本市に提出してください。
- 5 対象下請負者等は、下請等契約を締結以後、1か月以内に本報告書を対象受注者に提出してください。
- 6 本報告書1のチェック項目①～⑪の記載内容又は本報告書3労働環境改善予定の「いいえ」とした理由に変更があった場合は、対象受注者は本市に、対象下請負者等は対象受注者に、労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届を速やかに遅滞なく提出してください。また、対象下請負者等から当該変更届の提出があった場合は、対象受注者は当該変更届を遅滞なく本市に提出してください。
- 7 最も低い賃金単価は、時給で記入してください。計算方法は以下のとおりです。
- (1) 時間給の場合・・・時間給を記入
 - (2) 日給の場合・・・日給÷1日の所定労働時間
 - (3) 月給の場合・・・月給÷1月の所定労働時間
- ただし、以下のものは含まない。
- ア 臨時に支払われる賃金等（出産祝い金等）、イ 1月を超える期間ごとに支払われる手当（賞与等）、ウ 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金、エ 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当、家族手当（扶養手当）等）
- 8 対象受注者及び対象下請負者等は、本報告書1のチェック項目に「いいえ」がある場合は、法令上の義務がない場合を除き、措置結果報告書を契約締結（対象下請負者等にあつては下請契約締結）以後6か月以内（希望提出期限を市長が認めた場合にあつてはその期限内）に本市に提出してください。
- なお、提出期限を延長しようとする場合は、あらかじめ、御相談いただきますようお願いいたします。
- 9 本市ホームページにおいて、「対象下請負者等明示用」（第5号様式）及び「対象労働者明示用」（第6号様式）の文書を公表していますので、本報告書1のチェック項目⑬及び⑭の手続を行う際は、活用してください。
- 10 本報告書は、本市に提出する場合にあつては、**尼崎市〇〇局〇〇部〇〇課**に提出してください。

2019年12月発行
日本共産党 横浜市議団
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
電話 045-671-3032 FAX 045-641-7100